



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

栗東市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



栗東市食品ロス削減推進計画

令和4年3月
栗東市

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第2章 食品ロスの現状	
第1節 食品ロスの現状	3
第2節 本市における主な食品ロス対策事業の現状	5
第3節 食品ロスの削減に関するアンケートの結果	6
第4節 未利用食品の活用についての現状	9
第3章 計画の理念と施策の方向性	
第1節 計画の理念	10
第2節 施策の方向性	10
第4章 食品ロス削減推進施策	
第1節 求められる役割と行動	11
第2節 基本的施策	14
第5章 計画の推進体制及び進行管理	
第1節 推進体制	17
第2節 進行管理	17
第3節 計画の推進に向けた指標と数値目標	17

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生しています。平成27年9月に開催された国際連合総会において、「持続可能な開発目標²」（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「目標12 持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の削減目標が掲げられており、食品ロスの削減は、国際的にも重要な課題となっています。世界には飢えや栄養不足の状態にある人々が多数いる中で、我が国においては、多くの食料を輸入し、大量に廃棄しています。また、食品を廃棄することは、その生産・流通過程において使われた多くのエネルギーや資源を無駄にすることであり、さらにごみ処理過程においては、温室効果ガスを排出させることから、地球環境への負荷の一因ともなっています。このように食品ロスの問題は、我が国において、持続可能な社会及び脱炭素社会³の構築に向けて、真摯に取り組むべき課題となっています。

こうした現状を踏まえ、我が国においては、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」において家庭系食品ロス量における半減目標が設定され、さらに令和元年7月には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において事業系食品ロス量における半減目標が設定されました。また、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）が施行されました。このような食品ロスを取り巻く状況に加え、感染症等による生活様式の変化や少子高齢化の影響等、様々な情勢の変化に対応しながら、計画的に食品ロスの削減に取り組むことが必要です。

栗東市（以下「本市」といいます。）においては、平成29年度から食品ロス対策事業を実施しています。今後、市民、事業者、行政等の多様な主体の連携により、さらに食品ロスの削減を計画的に推進していくため、「栗東市食品ロス削減推進計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、市町村が国の定める基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ策定する市町村食品ロス削減推進計画として位置づけます。

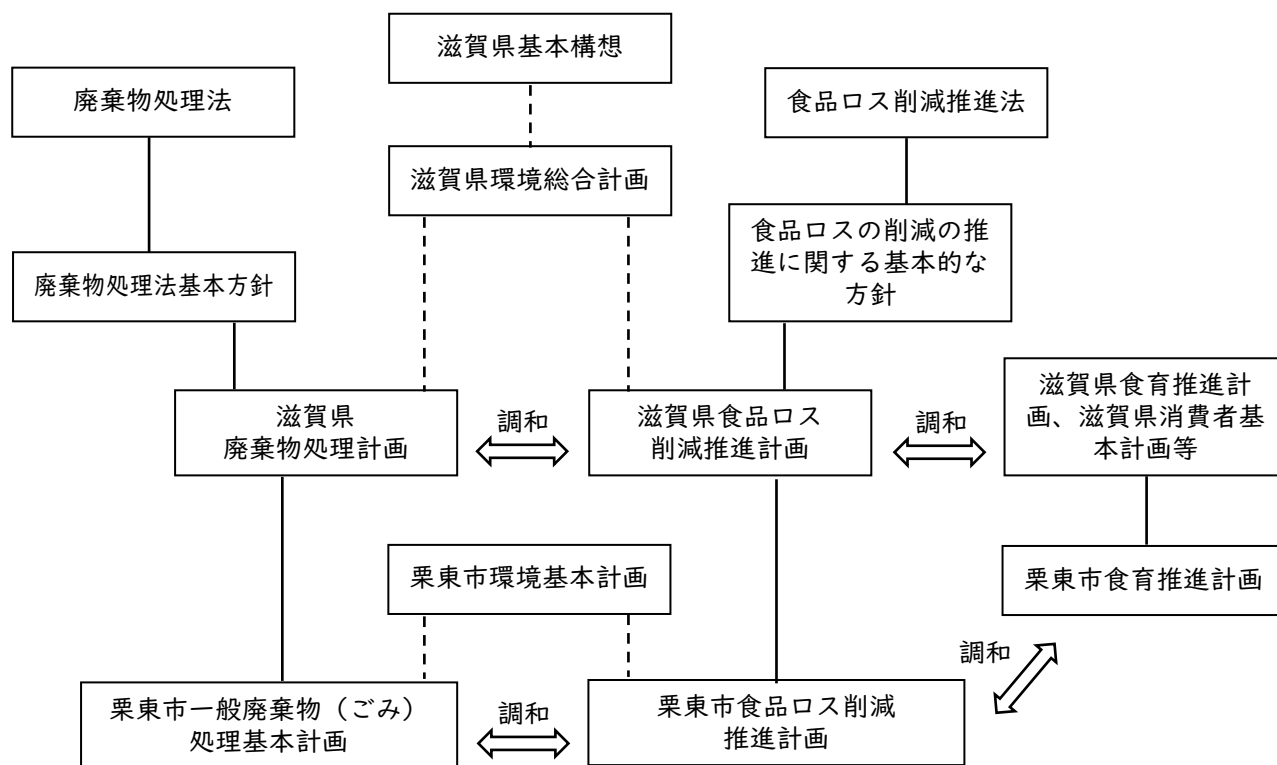
また、この計画は、「栗東市環境基本計画」における食品ロスの削減に関する個別計画の一つと

¹ 「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず、捨てられる食品のことをいいます。（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれます。）

² 「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことをいいます。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っているものです。

³ 「脱炭素社会」とは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量が実質ゼロとなる社会のことをいいます。排出量実質ゼロとは、二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量等との間の均衡を達成することをいいます。

して位置づけるとともに、「栗東市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」や「栗東市食育推進計画」等、関係法令に基づく各種の計画と調和が保たれたものとしします。



図表 1 主な関係法令・関係計画等との関係

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況、国の基本方針の見直し等を踏まえ、計画の期間内であっても、必要な見直しを行うものとしします。

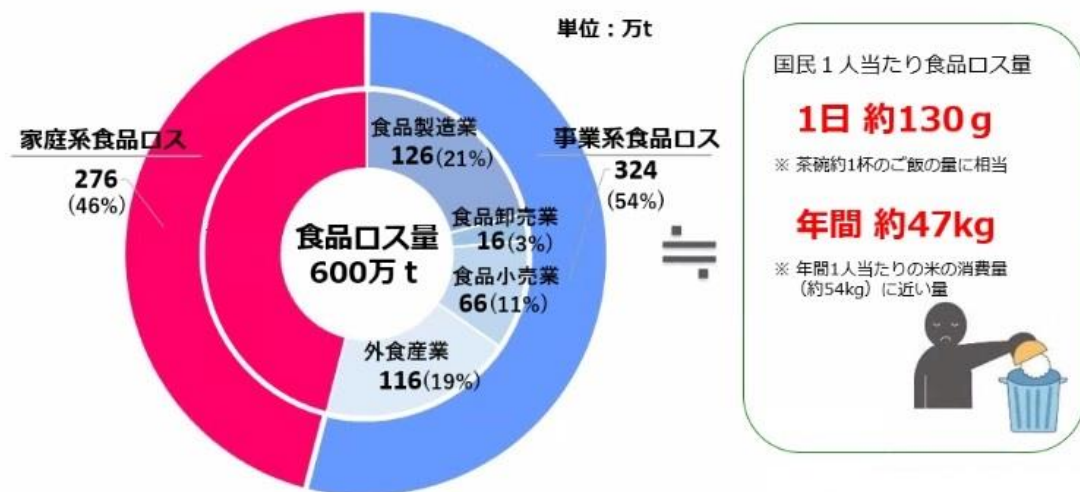
第2章 食品ロスの現状

第1節 食品ロスの現状

1 全国の状況

食品ロスの発生量は、国全体で年間約 600 万トン（平成 30 年度推計値）と推計され、国民 1 人当たり 1 日約 130 g 発生しています。これは、国連世界食糧計画（WFP）による令和元年の食料援助量約 420 万トンの 1.4 倍に相当します。

発生量の内訳は、家庭系食品ロス量（食べ残し、過剰除去⁴、直接廃棄⁵）が 276 万トン、事業系食品ロス量（規格外品⁶、返品、売れ残り、作りすぎ、食べ残し等）が 324 万トンと推計されています。また、事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約 4 割を占めています。



出典：農林水産省資料

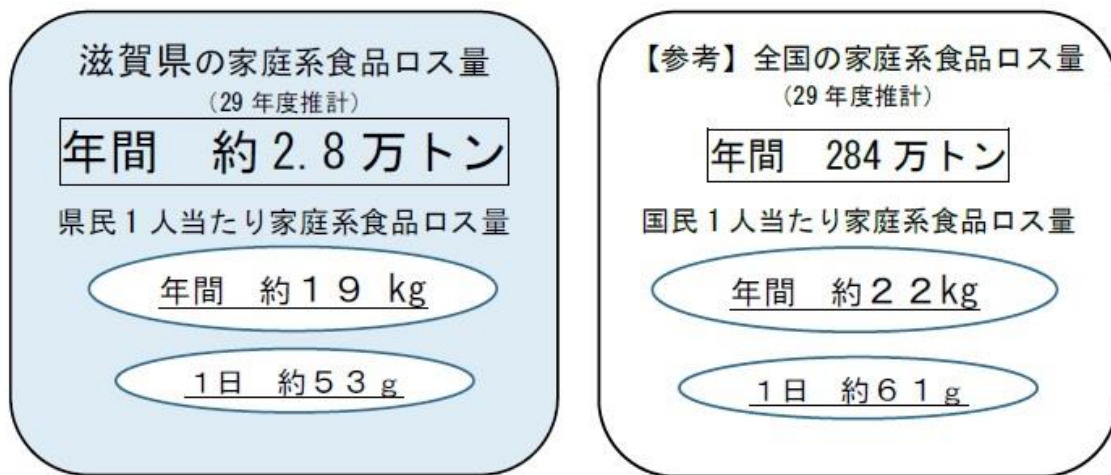
図表2 全国の食品ロス量（平成 30 年度推計）

2 滋賀県の状況

(1) 家庭系食品ロスの発生状況

滋賀県における平成 29 年度の家庭系食品ロスの発生量は、年間約 2.8 万トンと推定されます。これは、県民 1 人当たり年間約 19 kg（1 日約 53 g）発生していることとなり、全国の状況と比較するとやや少ないものの、依然として、まだ食べることができる食品が多く捨てられています。

⁴ 「過剰除去」とは、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分のことをいいます。例えば、厚く剥きすぎた野菜の皮などです。
⁵ 「直接廃棄」とは、賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたものをいいます。手つかず食品のことです。
⁶ 「規格外品」とは、重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等のことをいいます。



出典：滋賀県食品ロス削減推進計画

図表3 滋賀県及び全国の家庭系食品ロス量

(2) 事業系食品ロスの発生状況

滋賀県の食品廃棄物等多量発生事業者⁷から発生している食品ロスの年間発生量は、年間約1.3万トンと推定されます。業種別の内訳をみると、全国と比較して、食品小売業と外食産業の割合が高くなっています。

なお、食品廃棄物等多量発生事業者以外の事業者から発生している食品ロスの発生は、事業者からの報告義務がないことから、滋賀県においても把握されていません。

業種区分	全 国		滋賀県	
	年間発生量	割合	年間発生量	割合
食品産業計	1,970,153 トン	100.0 %	12,697 トン	100.0 %
食品製造業	1,155,402 トン	58.6 %	4,354 トン	34.3 %
食品卸売業	64,065 トン	3.3 %	70 トン	0.5 %
食品小売業	474,842 トン	24.1 %	4,629 トン	36.5 %
外食産業	275,844 トン	14.0 %	3,644 トン	28.7 %

出典：滋賀県食品ロス削減推進計画

図表4 食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量

3 粟東市の状況

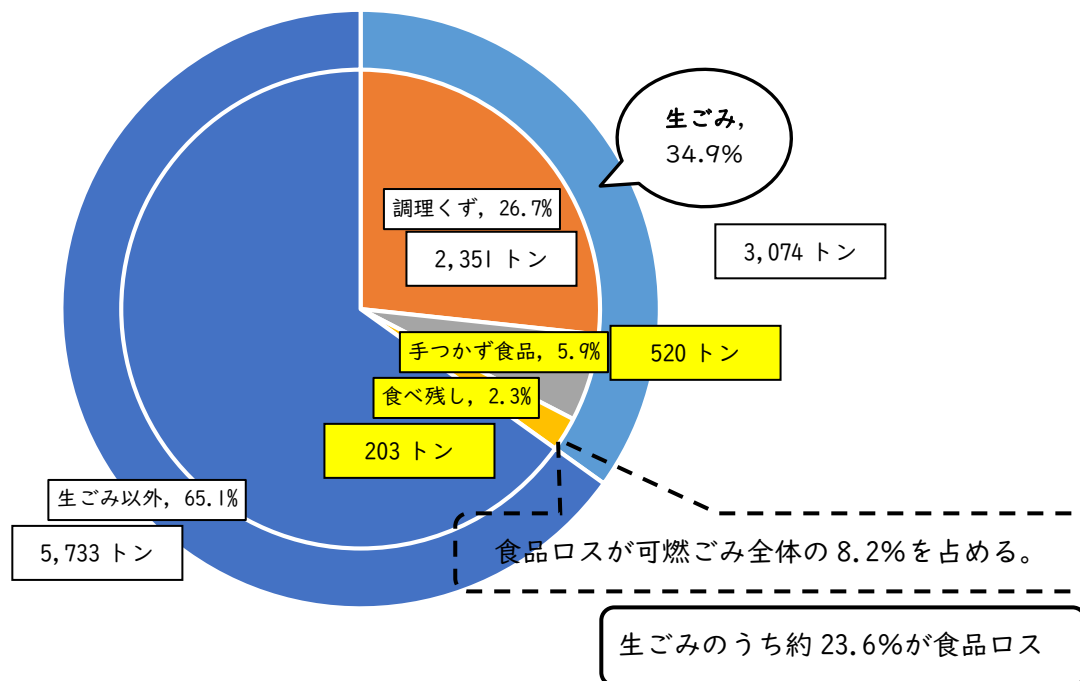
令和3年度に実施しましたごみの組成調査⁸の結果から、令和2年度の本市の家庭系食品ロスの発生量を年間695トンと推計しています。

⁷ 「食品廃棄物等多量発生事業者」とは、食品廃棄物等を100トン以上発生させている食品関連事業者のことをいいます。毎年度、国に対して食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務づけられています。

⁸ 「組成調査」とは、ごみ・資源の排出状況を継続的に把握するため、地区ごとに数箇所サンプリング（採取）した家庭ごみ（可燃ごみ）の内容について、①調理くず、②手つかず食品、③直接廃棄（食べ残し）の厨芥類（生ごみ）とそれ以外の種類ごとに構成割合（重量比）を調べることをいいます。

【可燃ごみの内訳】

家庭系可燃ごみの総量 8,807 トン



図表5 家庭系可燃ごみの内訳（令和3年度ごみ組成調査結果による令和2年度推計）

	可燃ごみ量(kg)	食品ロス率	食品ロス量(トン)
葉山・葉山東地域	2,066,460	9.2%	190.1
大宝・大宝東・大宝西地域	2,566,090	7.6%	195.0
金勝地域	887,140	10.1%	89.6
治田・治田東・治田西地域	3,287,460	6.7%	220.3
合計	8,807,150	(平均)8.2%	695.0

図表6 食品ロスの発生量（令和3年度ごみ組成調査結果による令和2年度推計）

第2節 本市における主な食品ロス対策事業の現状

1 家庭における対策

本市において、家庭における食品ロス対策事業として、次の事業を実施しています。

- ① 食品ロス削減啓発ポスターの作成及び配布
令和2年度から10月の「食品ロス削減推進月間」に合わせて、食品ロス削減啓発ポスターを作成し、自治会や公共施設に配布しています。
- ② 食品ロス削減啓発パネルの設置
「食品ロス削減推進月間」に合わせて、市役所で食品ロス削減啓発パネルを設置しています。
- ③ 広報紙等を用いた啓発
- ④ 食品ロスの削減に関する出前講座の実施

⑤ フードドライブ活動⁹の実施

フードドライブ活動では、家庭で利用されない食品を集め、栗東市社会福祉協議会へ提供しており、食品の支援を必要としている方へ配布するとともに、福祉団体等で活用されています。令和2年度は市役所に、令和3年度は市役所及び商業施設に窓口を開設し、それぞれ2日間実施しました。

⑥ 栗東市ごみ減量リサイクル推進会議との協働による学習会の実施

2 事業者における対策

事業者における食品ロス対策事業として、滋賀県が実施されている「三方よしフードエコ推奨店¹⁰」の登録を関係機関を通じて、加盟事業者に呼びかけています。また、市ホームページにおいて、登録店舗を掲載し、周知を行っています。

第3節 食品ロスの削減に関するアンケートの結果

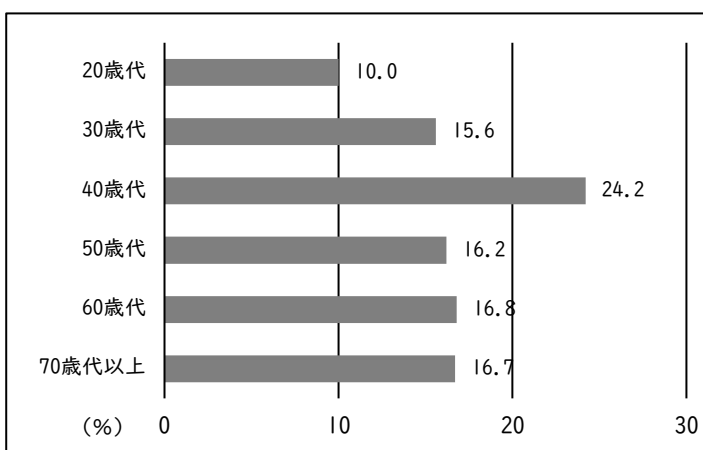
1 アンケートの概要

本市においては、令和2年度に無作為に抽出した市民2,000人を対象に「食品ロス等に関する市民アンケート」を実施しました。

【実施期間】 令和2年10月2日から令和2年10月30日まで

【回答者数】 1,104人 (N=2,000)

内訳	人数(人)	割合(%)
20歳代	110	10.0
30歳代	172	15.6
40歳代	267	24.2
50歳代	179	16.2
60歳代	185	16.8
70歳代以上	184	16.7
無回答	7	0.6
合計	1,104	100.1 [※]



※ 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100になりません。

(令和2年度 食品ロス等に関する市民アンケート調査結果)

図表7 回答者の年代

2 食品ロスの問題についての認知度

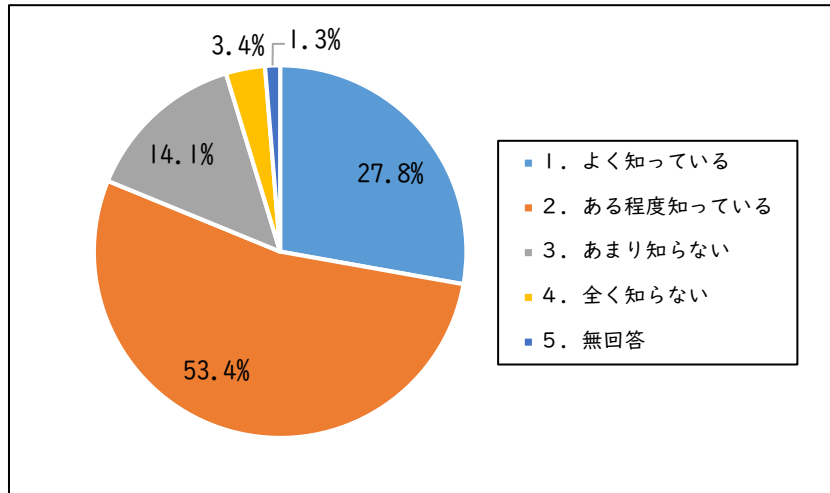
「食品ロス等に関する市民アンケート」の結果では、回答した人の81.2%が食品ロスの問題を認知しているものの、「よく知っている」と回答した人の割合は27.8%に留まっています。

⁹ 「フードドライブ活動」とは、家庭で利用されない食品を持ち寄り、食品の支援を必要としている福祉団体や施設等に提供する活動をいいます。

¹⁰ 「三方よしフードエコ推奨店」とは、食品ロスの削減の呼びかけをはじめ、食べ残しを少なくするメニューの設定やばら売り・量り売りによる販売など、食品ロスの削減につながる取組を行う飲食店・宿泊施設・食料品小売店をいいます。また、「三方」とは、近江商人が昔から大切にしていた、売り手よし・買い手よし・世間(環境)よしのことをいいます。

食品ロスの削減を進めていくためには、日常生活において、どのような要因で、どれくらいのロスが発生しているのかについて認識し、どのようにすれば食品ロスを削減できるのか理解した上で、削減に向けた取組を実践していくことが重要です。

そのためにも、市民に対する更なる知識や意識の向上を図っていくとともに、食品ロスの発生量や発生要因等の実態について把握していく必要があります。



(令和2年度 食品ロス等に関する市民アンケート調査結果)

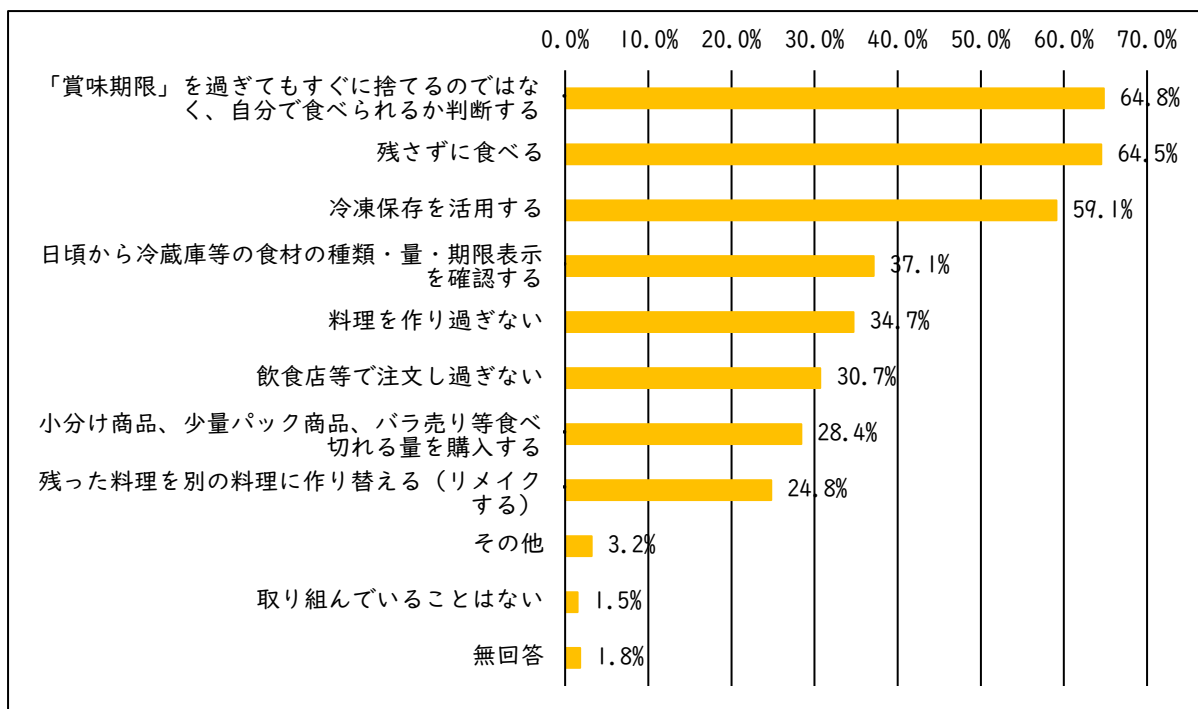
図表8 食品ロスの問題についての認知度

3 食品ロスを減らすための取組状況

食品ロスを減らすための取組についての問いに対しては、「『賞味期限』を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」、「残さずに食べる」、「冷凍保存を活用する」と回答した人の割合が比較的高い状況にあります。

一方で、外食時に「飲食店等で注文し過ぎない」ことや家庭において「料理を作り過ぎない」、「残った料理を別の料理に作り替える（リメイクする）」、「日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する」こと、さらに買い物時に「小分け商品、少量パック商品、バラ売り等食べ切れる量を購入する」と回答した人の割合は低くなっています。

日常生活でのちょっとした工夫が食品ロスの削減につながることから、市民に対して、具体的な取組や先進的な取組に関する情報を提供し、食品ロスの削減の実践取組を促す必要があります。



（令和2年度 食品ロス等に関する市民アンケート調査結果）

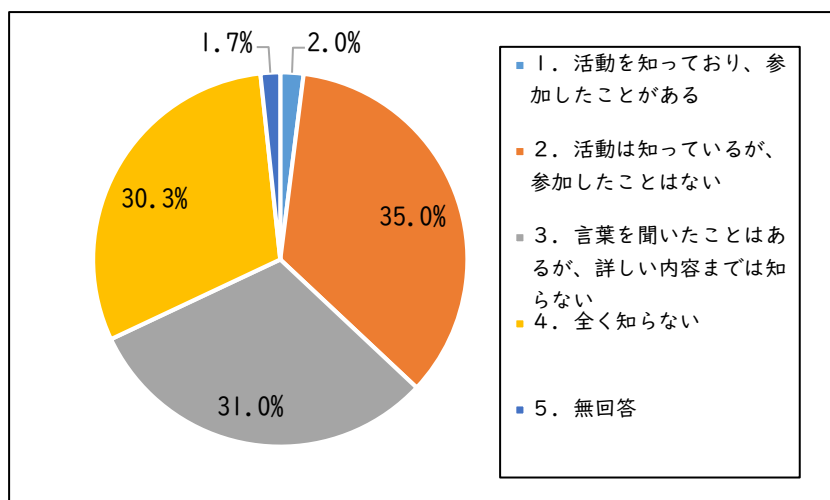
図表9 「食品ロス」を減らすために取り組んでいること

4 フードバンク活動¹¹、フードドライブ活動についての認知度

「食品ロス等に関する市民アンケート」の結果では、フードバンク活動及びフードドライブ活動については、まだ市民の37.0%にしか認知されておらず、フードバンク活動及びフードドライブ活動の社会的認知度は、まだ十分でないと考えられます。

フードバンク活動は、食品ロスの削減による廃棄物の発生抑制の観点から、また、食糧支援を必要とする家庭や福祉施設等への支援といった社会福祉の観点からも有意義な取組であり、社会全体で貴重な食糧資源を有効に活用することができる活動であることから、市民に対するフードバンク活動及びフードドライブ活動への理解と協力を促す必要があります。

¹¹ 「フードバンク活動」とは、食品関連企業において、包装の印字ミス等により、販売が困難になった食品、農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄附を受け、食糧支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動のことをいいます。フードバンク活動は、社会福祉活動だけでなく、食品ロスの削減にもつながる有意義な取組です。



(令和2年度 食品ロス等に関する市民アンケート調査結果)

図表10 フードバンク活動及びフードドライブ活動についての認知度

第4節 未利用食品の活用についての現状

令和2年2月に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府は、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対して、約1箇月間の臨時休業を要請しました。これにより、学校給食で使用される予定であった食品や食材に余剰が発生しました。

発生した未利用食品については、社会福祉協議会へ寄附することにより、有効活用しました。

第3章 計画の理念と施策の方向性

第1節 計画の理念

本計画の基本理念を次のように定めます。

みんなで減らそう食品ロス

食品ロスの削減のためには、市民一人一人がこの問題を自らの問題として捉え、理解するだけにとどまらず、行動に移すことが必要です。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が、食品ロスの削減の取組を推進し、市民運動として、食品ロスの削減を実践していくこととします。

第2節 施策の方向性

食品ロスの削減の施策を進めるにあたっては、栗東市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画などの各種計画との整合を図りながら、次に掲げる施策の方向性をもって取り組んでいくこととします。なお、食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、肥料への利用など再生利用を促します。

1 食品ロス発生抑制のための普及・啓発

市民が食品ロスの削減の重要性について理解と関心を深めることができるよう、啓発及び知識の普及を行います。

2 食品ロスの発生量等の実態把握

食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、本市における食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努めます。

3 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

フードバンク活動やフードドライブ活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、食糧支援を必要とする者への支援などの観点からも有意義な取組であり、市民に対して、これらの活動の啓発を行い、活動の拡充に取り組んでいきます。

第4章 食品ロス削減推進施策

第1節 求められる役割と行動

I 市民の役割

市民は、一消費者として、食品ロスの現状とその影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握することが求められます。その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、次に示す行動例を参考に行動に移すよう努めることとします。

また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に関する県や本市の施策に協力するとともに、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品や店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組の支援に努めることとします。

【行動例】

(1) 買い物時

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけを購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。
- ・金銭面だけでなく、環境面からも考えて、値引きシールが貼られている食品を購入する。
- ・買い物時の工夫（生鮮食品は最後に購入する、保冷剤や氷を活用する、家に着いたらすぐ冷蔵庫へ保管するなど）で、食品が傷むのを防止する。
- ・「三方よしフードエコ推奨店」など、食品ロスの削減に取り組む小売店を利用する。
- ・地産地消の実践につながる食品を購入する。

(2) 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。

(3) 調理の際

- ・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べ切れなかったものについてリメイク等の工夫をする。

(4) 食事の際

- ・食べ物に関わる人たちや食材への感謝の気持ちを持ち、なるべく料理は食べ切る。
- ・好き嫌いをなくすよう心がける。

(5) 外食の際

- ・食べ切れる量を注文し、提供された料理を食べ切る。

- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。
- ・宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べ切りを呼びかける「3010運動¹²」等を実践する。
- ・「三方よしフードエコ推奨店」など、食品ロスの削減に取り組む飲食店を利用する。

2 事業者の役割

(1) 農林業者・食品関連事業者

農林業者・食品関連事業者は、サプライチェーン¹³全体で食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施することが求められます。

また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることとします。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行うこととします。加えて、国又は県及び本市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることとします。

具体的には、次に示す行動例が求められます。

【行動例】

① 農林業者

- ・規格外や未利用の農産物や林産物の有効活用を促進する。

② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。）。また、年月表示化など賞味期限の表示の大括り化¹⁴に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイム¹⁵の調整等により、サプライチェーン全体での食品ロスの削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

¹² 「3010（さんまるいちまる）運動」とは、宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は自分の席について料理を食べ切るよう呼びかける運動のことをいいます。

¹³ 「サプライチェーン」とは、原料調達・製造・物流・販売・廃棄等一連の流れ全体のことをいいます。

¹⁴ 「賞味期限の表示の大括り化」とは、賞味期限の表示を年月表示や日まとめ表示（年月日表示のまま、日の表示を例えば10日単位で統一すること）といった大括りで表示することをいいます。

¹⁵ 「リードタイム」とは、着手から完了までに要する時間（期間）を意味し、製造や物流の分野においては、製造・物流・販売などを一通り含んだ全工程のことをいいます。商品を顧客の手元に届けるまでにかかる総時間のことです。

③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロスの削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール¹⁶等）の緩和や需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については、予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べ切れる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・おいしい食べ切りを呼びかける「3010運動」等の取組を行う。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で、可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨わかりやすい情報提供を行う。
- ・外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロスの削減のための可能な取組を行う。

⑤ 食品関連事業者等に共通する事項

- ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身に影響がなければ、輸送・保管等に支障を来たす場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。
- ・未利用食品を提供するための活動（フードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

(2) 事業者（農林業者・食品関連事業者以外の事業者）

事業者は、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、従業員等への啓発に努めることとします。

また、災害時用備蓄食料の有効活用にも努めることとします（フードバンクへの提供を含む。）。

3 関係団体等（環境関連団体等）

上記に示した役割と行動を実践する市民や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動を行う

¹⁶ 「3分の1ルール」とは、製造日から賞味期限までの期間が6箇月の場合、①食品メーカー・卸から小売店までの納入期間を2箇月（納品期限）、②小売店から消費者に販売するまでの期間を2箇月（販売期限）、③消費者の購入から賞味期限までの期間を2箇月というように製造日から賞味期限までの期間を3分の1ずつ区切ることをいいます。

ほか、県や本市と協働し、食品ロスの削減に向けた取組を行うなど、市民や事業者、行政等の多様な主体をつなぐ役割を担います。

4 本市の役割

市内における食品ロスの発生状況を定期的に把握するとともに、求められる役割を実践する市民や事業者が増えるよう、率先して食品ロス等の削減に向けた取組を実践します。

また、事業者、関係団体等が行う取組等に対し、積極的に支援を行います。

第2節 基本的施策

次の取組・施策を推進するとともに、新たな取組を積極的に検討・実施していきます。

1 食品ロス発生抑制のための普及・啓発

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等（法第14条関係）

① 効果的な普及啓発の実施

- ・調理時における食品ロスの発生抑制への意識の向上を図るため、食品ロスの削減のためのアイデアの募集を行い、家庭など身近なところから取組を実践できるよう、市ホームページ等での発信を含め、より効果的な手段を検討しつつ、周知を図ります。
- ・買い物時における食品ロスの削減につながる取組（手前取り、見切り品の活用、食品ロスの削減コーナーの設置など）を促すため、スーパーやコンビニエンスストア等と連携し、店頭における効果的な普及啓発の方法を検討し、実施します。
- ・食べ残しの削減などを含めた日常生活における身近な4R¹⁷行動（冷蔵庫・冷凍庫内の整理、食材の適切な保存方法など）の実践を促すため、わかりやすく学べる内容となるよう工夫し、出前講座を広く募集します。
- ・外食、宴会時の食べ切りを進めるため、3010運動を推進します。

② 三方よしフードエコ推奨店制度の周知

- ・事業者を通じた食品ロスの削減の取組を促すため、滋賀県や関係機関と連携し、推奨店制度の認知度の向上や登録店舗の拡大を図ります。

③ 消費者教育との連携

- ・人や社会、環境に配慮したものやサービスを選択するエシカル消費¹⁸を実践することは、食品ロスの削減につながります。多様な主体と連携しながら、エシカル消費の普及啓発に取り組み、食品ロスの削減の観点も含めた消費者教育を推進します。

④ 健康推進員等との連携

- ・地域における健康づくりのリーダーとして活動を行う健康推進員等と連携し、不要な食材は買わない、食べ切れる量を注文するなど食品ロスの削減の観点も含めた食育活動を推進

¹⁷ 「4R」とは、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle)、リフューズ (Refuse) の総称をいいます。リデュースとはすぐにごみになるものを買わない、物を大切に使うこと（ごみを減らす）、リユースとはいったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること（再使用）、リサイクルとはいったん使用された製品、部品、容器等を資源に戻して再び使用すること（再生利用）、リフューズとはごみになるものを作らない、もらわないことでごみを減らすこと（発生抑制）です。

¹⁸ 「エシカル消費」とは、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、このような課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことをいいます。「倫理的消費」ともいいます。

します。

⑤ 学校教育等を通じた取組の推進

- ・各学校では、社会科や家庭科等の教科での学習はもとより、「食育の日」等の機会を捉え、食事の重要性や心身の健康についての理解、感謝する心と態度の育成など、食品ロスの削減に繋がる取組が進められています。併せて、家庭での取組の重要性から、給食だよりや試食会等を通じて、保護者を含めた食育を推進しています。関係部局と全国の先進的な取組事例等の情報を共有するとともに、連携して食品ロスの削減を推進します。

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援（法第 15 条関係）

事業活動における食品ロスの未然防止等の促進

- ・生産された農産物、林産物を無駄にしないよう、出荷されることなく廃棄される農産物、林産物の削減を図るため、加工等により規格外農産物・林産物の活用が可能な 6 次産業化を推進します。
- ・農産物、林産物等の地産地消を進めることで、流通・消費段階における食品ロスの発生抑制が期待されることから、輸送距離が短く、鮮度が保持されやすい地場産の農産物、林産物やその加工食品の市内における販売・購入を推進します。
- ・外食時の食べ残しや作りすぎ等による食品ロスの発生を減らすため、料理の量の調節や無駄のない食材の確保等に取り組む飲食店、宿泊施設の事例を収集・発信するなど、事業者の取組を支援します。
- ・売れ残りによる廃棄や返品等を削減するため、需要に見合った販売や期限間近の商品の割引販売等に取り組む食料品小売店の事例を収集・発信するなど、事業者の取組を支援します。

(3) 先進的な取組の情報収集及び提供（法第 18 条関係）

- ・滋賀県内の他市町及び全国の先進的な取組や優良事例を様々な機会を捉えて収集し、ホームページや広報紙等の各種媒体を通じて、幅広い世代に向けて情報を提供・発信します。

2 食品ロスの発生量等の実態把握

実態調査等の推進（法第 17 条関係）

① 食品ロスの発生量の実態調査

- ・効果的な削減方法を検討し、実施するため、食品ロスの発生量や内容、発生要因等を把握する実態調査を行います。

② 市民の意識や取組の調査

- ・より効果的な施策の立案等に資する資料を収集するため、食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合など、市民の食品ロスに関する意識や取組の実態、効果的な削減方法等に関する調査を継続して実施します。

3 未利用食品を有効活用するための仕組みづくり

未利用食品を提供するための活動の支援等（法第19条関係）

① フードドライブ活動の拡充

- ・フードドライブ活動の推進と理解を促進するため、市民に対する啓発活動を行います。
- ・寄附の受入場所や日時を増やし、市民が食品を提供しやすい環境を整えます。

② 災害救助物資（食料）の有効活用

- ・災害救助物資（食料）の更新にあたり、未利用食品をフードバンク活動団体等へ提供するなど、有効活用を促進します。

③ 関係者相互の連携の促進

- ・未利用食品の提供が円滑に進むよう、環境、保健福祉、産業振興、農林、教育等の関係部署間の連絡を密にするとともに、各地域で活動しているフードバンク活動団体や子ども食堂、事業者等と情報を共有し、それぞれの活動を繋ぐ仕組みづくりに連携して取り組みます。

第5章 計画の推進体制及び進行管理

第1節 推進体制

市民、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し、取組を推進します。

「栗東市食品ロス削減推進連絡会議」（市内横断組織として令和3年11月に設置）において、食品ロスの実態及び関係部署における削減への取組等の情報交換を行い、市内横断的な施策や普及啓発の方策等を検討・協議します。

「栗東市ごみ減量リサイクル推進会議」において、関係者が連携協力を図り、本市における食品ロスの削減等の取組を推進します。

第2節 進行管理

食品ロスの削減の推進に関する施策の実施状況について、継続的に点検、進捗確認を行い、栗東市環境審議会において報告するとともに、必要に応じて、施策の見直しを行います。

第3節 計画の推進に向けた指標と数値目標

令和8年度までの計画期間内に実現を図るべき、食品ロスの削減に関する指標と数値目標を次のように設定します。

指標	定義	現状	目標 (令和8年度)
家庭系食品ロスの年間発生量（推計）	市内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量	695.0トン (令和2年度)	620.6トン
食品ロスの問題の認知度	食品ロスの問題を「知っている」と回答した人の割合	81.2% (令和2年度)	90.0%
食品ロスの削減の取組を 実践している事業者の数	「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	11店舗 (令和3年11月)	16店舗
フードバンクについての 認知度	フードバンクを「知っている」と回答した人の割合	37.0% (令和2年度)	80.0%